

千葉競輪場駐車場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市が管理する千葉競輪場のための駐車場（以下「千葉競輪場駐車場」という。）を円滑に運用するために必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第2条 千葉競輪場駐車場は、次条に規定する利用者及び第4条の規定により使用の許可を受けたものの駐車場又は許可を受けた用途に供する。

(利用者)

第3条 千葉競輪場駐車場を利用できる者は、競輪開催に必要な関係者とする。

(その他の利用者)

第4条 市長は、前条の規定に関わらず、競輪事業に支障のない範囲で、競輪、その他自転車競技の普及に関するイベント等の参加者、関係者のほか、次の各号に掲げるものに千葉競輪場駐車場の一部又は全部の占有使用を許可することができる。

- (1) 本市が実施する事業の受託事業者
- (2) 本市が共催及び後援を行うイベント等の実施事業者
- (3) 近隣各町内自治会に加入する住民又は事業主
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）で定める地方公共団体
- (5) 福祉団体などの公共性の高い機関
- (6) 国公立及び私学学校の教育機関
- (7) その他市長が特に必要であると認めるもの

(使用制限)

第5条 千葉競輪場駐車場は、次の各号に掲げる用途のために使用することはできない。

- (1) 物品の販売又はこれに類する行為
- (2) 政治的目的を有する行為

(使用許可)

第6条 第4条の規定により、千葉競輪場駐車場を利用するものは、千葉市庁舎管理規則（昭和40年千葉市規則第25号）又は千葉市公有財産規則（昭和40年千葉市規則第11号）により申請を行い、使用の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第7条 市長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、使用の許可を取り消し、又は変更することができる。この場合、使用の許可を受けたものは、この決定には必ず従わなければならない。

- (1) 第5条各号に規定する用途のために千葉競輪場駐車場を使用したとき。
- (2) 前条による許可を受けた内容と異なる目的、用途のために千葉競輪場駐車場を使用したとき。
- (3) 使用の許可をうけたものが次条の規定による使用料を納付しないとき。
- (4) 競輪開催日の延長及びその他競輪事業の変化により、千葉競輪場駐車場を競輪事業として利用する事由が生じたとき。

(使用料の支払)

第8条 第6条の規定により、使用の許可を受け、千葉競輪場駐車場を利用するものは、千葉市公有財産規則第24条に規定する土地の貸付料の例により算出した額を使用料として支払うものとする。ただし、競輪、その他自転車競技の普及に関するイベント等に使用するために許可を受けたもの、その他特に市長が認めるものについては、これを免除することができる。

2 前項の使用料は、市長から請求があった日から30日以内に、市指定の納付書により納付しなければならない。

3 第6条の規定による使用の許可期間が1日に満たず、かつ6時間以内の場合は、第1項により算出された1日分の使用料に1/2を乗じた額を徴収する。

(遵守事項)

第9条 千葉競輪場駐車場の利用者及び使用の許可を受けたものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された利用目的以外に施設及び附属設備その他の器具等を利用しないこと。
- (2) 許可なく附属設備その他の器具を当該施設外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく施設及び附属設備にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (6) 金品の寄付募集行為をしないこと。
- (7) その他管理運営上不適当な行為をしないこと。

(利用者等の損害賠償)

第10条 千葉競輪場駐車場の利用者及び使用の許可を受けたものは、千葉競輪場駐車場を利用又は使用中、千葉競輪場駐車場の施設及び附属施設その他の器具等を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、原状に回復したときは、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。